

鹿屋体育大学教育研究評議会における学長選考・監察会議委員の選考方針

令和4年6月16日
教育研究評議会決定

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項第2号に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議規則（以下「規則」という。）第2条第1項第2号に規定する委員（以下「委員」という。）の選考方針（以下「選考方針」という。）を次のとおり定める。

（委員選考の基本原則）

第1 教育研究評議会において選考する委員は、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）のミッションやビジョンを適切に実現できる学長の選考等を行う必要があることから、本学における組織運営上の職責を有するものの中から選考する。

（委員に求める組織運営上の職責等）

第2 前第1に定める組織運営上の職責を有する者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号。以下「通則」という。）第10条に掲げる理事
 - 一 理事（教務・学生・研究・国際交流担当）
 - 二 理事（組織・運営担当）
 - 三 理事（社会連携担当）
- (2) 通則第38条に掲げる学長補佐
 - 一 学長補佐（教育担当）
 - 二 学長補佐（学術研究・情報担当）
 - 三 学長補佐（競技力向上・国体担当）
 - 四 学長補佐（学生支援担当）
- (3) 通則第39条に掲げる附属図書館長
- (4) 通則第40条に掲げる学内共同教育研究施設の長
 - 一 国際交流センター長
 - 二 海洋スポーツセンター長
 - 三 スポーツトレーニング教育研究センター長
 - 四 生涯スポーツ実践センター長
 - 五 アドミッションセンター長
 - 六 スポーツ情報センター長
 - 七 スポーツパフォーマンス研究センター長
 - 八 キャリア形成支援センター長
- (5) 通則第41条に掲げる保健管理センター所長

（委員の選考）

第3 委員の選考は、前第2の各号に定める者の中から、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

2 前項の教育研究評議会の意見を聴く方法については、別に定める。

（雑則）

第4 この選考方針に定めるもののほか、委員の選考について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この方針は、令和4年6月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

学長選考・監察会議委員の選出方法等に関する申合せ（平成18年4月20日教育研究評議会決定）は廃止する。